

平成20年第5回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成20年11月28日(金曜)午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名人の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第7号 専決処分の報告について  
専決第16号 和解について

日程第 4 議案第78号 南会津町職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (22名)

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	4番	馬場信作	議員
5番	山内政	議員	6番	渡部優	議員
7番	星光久	議員	8番	楠正次	議員
9番	大宅宗吉	議員	10番	渡部忠雄	議員
11番	湯田秀春	議員	12番	星登志一	議員
13番	星和男	議員	14番	平野昌盛	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	渡部東	議員
17番	芳賀沼順一	議員	18番	菅家幸弘	議員
19番	大竹幸一	議員	20番	児山寿明	議員
21番	五十嵐司	議員	22番	渡部康吉	議員

欠席議員（0名）

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	宍戸英樹	直轄政策室長
五十嵐竹則	会計室長	室井裕	総務課長
星光幸	企画観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	近藤甚悦	健康福祉課長
星安晴	環境水道課長	角田厚	農林課長
渡部文政	農業委員会事務局長	斎藤友一	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星廣政	館岩総合支所長
横山孝夫	伊南総合支所長	児山忠男	南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡部俊夫	議会事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	--------	------	--------

---

午前10時00分開会

### 開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労様です。只今の出席議員は 22 名であります。

只今から、平成 20 年第 5 回南会津町議会臨時会を開会いたします。

---

### 議事日程の報告

○渡部康吉議長 ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布のとおりであります。

---

### 会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、5 番 山内政君、14 番 平野昌盛君を指名いたします。

---

### 会期の決定

○渡部康吉議長 次に日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決しました。

---

## 説明資料の字句の訂正

○渡部康吉議長　ここで総務課長より発言をしたい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

総務課長。

○総務課長　本臨時会に提案しております、議案にかかる付属資料として、事前に条例改正等の説明書及び新旧対照表が配付されておると思いますが、その中で一部記載誤りが発見されましたので、ここで訂正をさせていただきます。

条例改正等の説明書及び新旧対照表の1ページでございますが、タイトルの下に括弧書きで平成20年第4回南会津町議会臨時会という表記になっておりますが、4回ではなくて5回ですので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。

大変申し訳ございません。

○渡部康吉議長　ただいま総務課長説明のとおり、字句の訂正であります。それぞれ訂正方よろしくお願ひします。ご了承願ひします。

---

## 報告第4号 専決処分の報告について

○渡部康吉議長　次に日程第3 報告第7号 専決処分の報告について、専決第16号 和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長　平成20年第5回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、報告第7号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は地方自治法第180条第1項に規定により議会において規定されている事項について、専決処分したため同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第16号 和解についてであります。本件は本年9月10日会津田島ふれあいステーションプラザの広場に停車中の公用車が相手方が運転する乗用車に接触され損害を受け

たものでありまして、過失割合を相手方 100 パーセントとして、相手方が賠償金 42,158 円を支払うことで合意し、和解について専決処分しましたのでご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり。〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。これをもって、報告第 7 号 専決処分の報告についてを終わります。

---

### 議案第 78 号 南会津町職員の給与に関する条例の一部改正について

○渡部康吉議長 次に日程第 4 議案第 78 号 南会津町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第 78 号 南会津町職員の給与に関する条例の一部改正する条例についてご説明いたします。本案は本年度の福島県人事委員会勧告の趣旨を十分考慮し、職員の給与について改定を行うほか条文の整理など所要の改正を行うものです。主な改正内容は、本年 4 月 1 日より給料表を平均 0.14 パーセント改定するほか期末手当を 12 月支給割合を 0.02 月引き下げ、期末勤勉手当の年間支給割合を 4.45 月から 4.43 月に改正するものであります。なお、標準モデルによる年間給与の増減額は条例改正等の説明書のとおりでありますので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 ただちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

19 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 何点か質問いたします。この議案は説明書を見てみますと県の人事委員会の勧告の趣旨を十分考慮してとなっておりますので、県の人事委員会の勧告はどんなふうになっているのか、資料がありませんのでインターネットで見ってみました。そうしますと県の場合には、県内の企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内の 867 の民間事業所の内から 174 事業所を抽出して調査をしたとなっております。その民間の給与の月額が 396,321 円となっております。そして、県の給与が 702 円少ない、0.18 パーセント少ないとなっております、0.18 パーセント県の場合上げるだとなっております。町の

場合の資料を見てみますと、0.14 今回平均で上げるんだという説明資料がありますけれども、0.14 のもとになる金額は、民間の平均の給与月額がいくらで、南会津町はいくらと金額でお示しを願いたいと思います。逆算すればいいのかとも思うんですが、逆算以外のいろんな方法もあるのかなと思いますので確認したいと思います。南会津町と民間の金額ですね。さらに差はいくらになるのか。

それから二つ目の質問は、今回の提案にあるような給料で平均 0.14 パーセント上げると職員全体ではいくら上がるのか、合計金額ですね。それから逆に期末手当が 0.02 下がるということですが、それも合計額でいくらになるのか。差し引きいくらになるか伺います。

それから3点目なんですが、この説明書の中の標準モデルがありますが、40歳と45歳が書かれておりませんので、おそらく数字的にあまり変化が無いから省略したのかなと思いますが、試算してあればいくらになるのか伺いたいと思います。

それから4点目は、年間の増減額で上がる職員の数ですね。それから下がる職員の数ですね。これはおよそでいいんですが、もし試算してあれば何人いるんだと。

それから5点目になりますが、今回補正予算案が議題となっておりますが、若松市の知り合いの議員と話す機会があったんですが、補正予算があるというんですね。そこで下郷町と只見町の知り合いの議員に聞いてみたんですが、やはり補正予算があるんだと。補正予算も議題になっている。本町の場合となっておりますが、ほかとどこが違うために補正予算が要らないのか伺います。以上、5点伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

1点目の人事委員会勧告の県との関係でございますが、県につきましては、先ほど議員からお話がありましたとおり、民間の事業所を調査して県の手当てを含めた額と、それから民間の手当てを含めた額を比較して、0.18 パーセントの差があるという勧告をしたところでございます。南会津町の場合でございますが、今回 0.14 パーセントということでお示させていただきましたが、南会津町につきましては人事委員会がございませんので民間の賃金のベースについて調査したものがございません。そんなこともありまして 0.14 パーセントをお示ししたのは、勧告にもとづいて給与改定した場合にですね、手当てを含めない額で比較した場合に全体で 0.14 パーセントの改定とお示しさせていただいたわけでございます。

それから2点目の給与で平均0.14パーセント引き上げると合計金額はどのくらいになるのかとお話しでしたが、今回条例の提案しておりますのは一般職であります、技能労務職の規則の部分も含めました数字でお示したほうが実態的にわかるのかということでお話しさせていただきますが、給与の差額分0.14月の合計の引き上げ額で試算しますと1,551,211円という数値を持っております。それから期末手当で0.02ヵ月引き下げると合計金額はどれくらいになるのかお話ししますと、全職員含めるとマイナスの1,908,083円という数値であります。ただし、12月の期末手当の減額分につきましては、合計しますと1,908,083円という数値の試算をしております。ただし、今回給与の0.14パーセントの引き上げに伴いまして、6月それから12月の勤勉手当については、当然増額ということになりますので、その額が6月分で申し上げますと274,071円の増加ということでございます。それから12月の勤勉手当の跳ね返り分が94,693円ということございまして、そのほか給与改定に伴いまして、超勤単価も当然上がりますので、それらはまだ細かい積算はしてませんが約10万円と見込んでおりまして、トータルいたしまして職員全体で今回の給与改訂では111,892円の増額を見込んでおるところでございます。

それで3点目でございますが、標準モデルで40歳と45歳の例がないというお話しでしたが、40歳の年代につきましては、昇任時期によってかなり差が生じるケースがあるのであえて記載はしませんでした。仮に一般的な例で申し上げますと40歳の場合ですと改定前で給与月額が32万円、改定後が321,300円。それから期末勤勉手当を含めまして15,600円ほどの増額になるのかなと試算しております。一方45歳であります、給与制度が大幅に変わりました地域給が導入された関係で今回の新給与表の改定はありますが、経過措置の中で給与表の適用を受けている方がほとんどでありますので、今回の改訂に伴っての増額は無いということで見えております。

それから4点目でございますが、年間で増減する人の人数というお話がございました。これにつきましては、行政職でいいますと下がる方が137名、上がる方が127名と見ております。一方技能労務職でございますが、上がる方が11名、それから期末勤勉手当の減額が多くて結果的に下がる方が33名とこういう見通しを立てております。

それから最後でございますが、補正予算がなぜ提案されないのかというお話しでございますが、一般的には予算の伴う条例の改正、それから提案につきましては一般論といたしましては、その補正予算ということになるかと思っております。ただし、自治法の中では、新たな財政負担を求めない議案を提案する際には、必要な予算上の措置が的確に講ぜられて

いる状況がないとだめだということでございまして、逆の意味からしますと一定程度、今回の条例改正案をしても既存の予算の中で十分に予算措置がされているという状況であればあえて補正予算を計上する必要は無いという判断のもとに南会津町につきましては、今回の給与改訂、それから職員の人事異動に伴う諸々の人件費の補正につきましては、12月補正と一緒に整理をさせていただきたい。こういう趣旨で今回補正予算は提案しなかったということですのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 おおむねわかりましたが、1点目の質問の中で金額がはっきり示されませんでしたので、その0.14の根拠になる数字ですね。手当を含めない金額で見たということなんですが、その数字は県の人事委員会の数字を参考にしたと思うんですけど、いくらといくらを比べて、その差を0.14という差があると思うんですけど、その金額をお示してください。それを聴かないと次の話にいかないものですから。今回、期末手当が引き下げになっているわけですが、県の人事委員会の方針を準拠したものだと思っておりますけど、さっきの説明を聞きますと、190万のマイナスということで結構大きいわけですね。もし、こういうのがですね、県の人事委員会のやり方をまねをしなければならないのかどうか、あるいは下げないことをした場合には何かペナルティーとかあるのかどうか。その辺のところを伺いたしたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 答えいたします。

まず1点目の町の0.14パーセントの関係でございまして、県のほうからお話しをいたしますと、県は手当を含めた給与の平均額といいますかね、支給額で395,619円という数値でございまして、それに対する民間の手当てを含めた平均月額が396,321円ということで差額702円あるということで、それが0.18パーセントだということ勧告をしているわけですが、先ほども申し上げましたとおり、南会津町は民間の給与の実態を調査した数字がございませんので、民間と比較して0.14パーセントということではなくて、県の人事委員会勧告に基づいて、平均の給与表を改定した場合に平均で0.14パーセントの改定になったということでございまして。ちなみに改定前の平均的な数字で申し上げますと、手当を含めない額で町は331,810円という数字でありまして、この数値を基本的に新しい人事委員会勧告に基づいた給与表に適用した場合に、それが0.14パーセントの改定率になったということでございまして、ご理解いただきたいと思います。

それから2点目の県の人事委員会の勧告に基づかない場合に何かペナルティーがあるのかどうなのかのお話しであります。これにつきましては、各町村での判断でございますので、あらためてのペナルティーといことでは具体的にはないと、このように判断しております。しかしながら、県の人事委員勧告に基づいて、その趣旨を尊重しながらさらにその基準をそこに求めないと地域の方や住民の方には理解が得られないこともございまして、当町におきましては人事委員勧告に準拠しながらそれを尊重しながら、それぞれこれまでも給与改定に当たってきたということですのでご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 どうもわからないのは、南会津町の手当てを含めない平均給料というんですかね、それが331,810円だという話がありました。比べる相手は南会津町には人事委員会は無いので、民間の数字は調べていないのはわかります。それに変わるものが、新しい給料表という説明があったと思うんですが、そういう比較でいいのかどうか、新しい給料表は何に基づくのかということなんです。それは人事委員会で示したのか、その辺がわからないと比べ方といいますか、ちょっとわからないですね。0.14の根拠というのが、新しい給料表にしても、331,810円に0.14たした数字なのか。その辺がおかしいんじゃないですか。人事院勧告制度の趣旨としては、民間との差に追いつくんだということで私は理解していますが、それが新しい給料表の差ということでしたから、説明がつかないんじゃないですかね。もう1回お願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

議案集の4ページご覧いただきたいんですが、ここに今回提案しております、行政職の給料表が載っております。この給料表につきましては、今年度の人事委員会の勧告に基づいて県のほうで示された給料表でございます。したがって、当町におきましても給与表に基づいて、今回給与改定をするということございまして、そもそもこちらの給料表は県の人事委員会で把握をした民間との比較をベースにした給料表の改定をした表という認識でとらえていただきたいと思っております。それで併せまして新旧対照表、条例改正等の説明書及び新旧対照表の1ページご覧いただきたいんですが、その中で主な改正内容ということで、給料表の改定それから改定率0.14パーセントと書いてありますね、そこに括弧書きで1級から6級までのそれぞれの改定率が示されています。ここで示した率といまするのは、今まで適用していた給与表が今回お示した4ページの新たな行政職の給料表に

当てはめた場合の全職員集めて加重平均すると、これだけの率になるとの考え方でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(発言する者あり。)

○渡部康吉議長 3回終わりましたよ。

(発言する者あり。)

○渡部康吉議長 それじゃ、19番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 確認の意味ですが、そうすると南会津町の手当てを含めた、南会津町の手当てを含めない 331,810 円だけと比べる相手は表を平均すると 0.14 をたしたものだということですね。その差ということですね。わかりました。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

14番 平野昌盛君。

○平野昌盛議員 わたし質問しようと思ったのは、大竹議員の質問の内容とほぼ同じでございます。ただし、職員の給与を移動、総額をいじるんですから変更あるわけですから、ましてや人件費。人件費というのは旅費や、なんですか超過勤務手当などを除いては、千円単位で予算でスッキリできると、そしてまた、総務課長もいわれましたように一般的には、補正予算を伴うものだ。そして他の市町村においても補正予算をしております。また、西部環境衛生組合でも補正予算を組んで給与費明細書まであります。そうして議案として提出していただければ、そうそう難しいような質問もでないと思うんですが、とにかく人件費をいじる時には、必ず補正予算を組んで、先ほど申し上げましたが給与費明細書をつけて、そして議案として提出していただきたいと思ひますが、要望のようになりますが、とにかくこういうことの無いよう気をつけてほしいと思ひます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 この点については、大竹議員に答えた内容で今回補正を見送ったということでございますが、実は今 12 月の補正予算の編成作業を進めております。それで中間的な試算となっておりますが、職員の人事異動等に伴う減等を見込みながら最終的にですね、人件費で 12 月の補正段階で 1,400 万から 1,500 万の範囲の中で減額補正する見込みでございます。したがって、今回の給与改定に伴う、先ほど申しました 11 万ほどの財源の措置については、その場で確保されているので、改めて 11 月で人件費を補正して、さらにまた増額して、12 月に減額するというような、わずか 20 日程度の中でそういう予算の組み方もどうなんだろうとの判断の中で、一定程度財政規律を守りながら財源的には確

保されているという理解の中で今回補正予算を見送ったということでございます。したがって今後ですね、例えばそれらの必要額が予算上確保されていない、人事委員勧告があればそれは当然のことながら、補正予算の編成で対応する。このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番 湯田秀春君。

○湯田秀春議員 わたしの方から、先ほど

○渡部康吉議長 マイクを使ってください。

○湯田秀春議員 すみませんでした。人事委員会の方のその 174 事業所を調べて、民間と比較した。人事委員会でやっている 174 の事業所がわたしたちわからないと思うんです。おそらくここにいる人わからないじゃないかと。174 事業所本当か、わたしは疑問を持っているんですけど。わかっていれば、たとえば会津なり南会津郡でもいいです、どのくらいあるのか、例えば 10 事業所あるとか、この辺、何にもわからないで、わたしたちがそれ本当かなというのは、町民のみなさんはほとんど疑問を感じているわけなんですよ。今こういった時にちょっとでも上げるということに対しては、非常に疑問を感じている。我々の町の商店街もご覧のとおりでありますから、それもう少し、県の人事委員会を参考にするのはいいんですけど、やっぱりもう少し県の人事委員会の事業所というのは具体的にどうなんだと、その辺がわからないとまったく雲をつかむようなことで議論しているようになってしまうと思うんですけど、少しはその辺わかるのかわからないのか、わたしがおかしいのかどうか、説明をお願いしたいと思ます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

県の人事委員会勧告に伴いまして、調査した対象の企業の内容につきましては、町村の段階では把握はしておりません。以前は 100 人以上というような規模で調査をして、民間との比較をしたということですが、ある面で 100 人以上となるとある程度大きな会社となるという批判もあって、そこで 50 人以上の企業も含めて対象に、より実態に近い民間の給与の水準を調査しようということで、県の方もそのように拡大したということですが、ご理解いただきたいと思っております。対象事業所についてお答えしたとおり町村段階では把握はしておりません。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 わたしからも、若干つけ加えてお話しをさせていただきたいと思いますが、議員もご存知のように地域給が導入されて、本来ですと国一本の形だったんですがそれぞれの地域ごとになった。東北地方については、仙台近辺が一つの基準になっているようでございますが、公務員給与のあり方についてはそれぞれ議論があるところでございますが、例えば町単位にそういうものを調査あるいは平準化していくといえますか、それなりの調査機関を持たないとできないんですね。しからば仮に調査機関をもったり、人事委員会を町に設置して、そういう取り組みをしたとしても、どれくらいのレベルになるのか、これは下方修正されるケースはでてくると思うんですね。しかし、町民の人たちが今、上げることに疑問を持っているといいましたけど、どのくらいの町民の方かわかりませんが、実は商売をしている方々はそうではないんです。むしろどんどん下方修正して、例えば公務員の給与をしていった場合には、いったいこの地域はその先どうなるんだろう、こう心配している町民の方も現実いるんですね。わたしはの中で、役場の職員として何をなすべきかといったら、それだけの給料をいただくということであれば、それに見合う仕事をしましょう。その見合う仕事とは一体なんだといった時に、給与実態がどのようなことか調べるよりも、むしろその実態の向上をどうやって図るか、つまり、それぞれ抱えている問題があります。原油の問題もありますし、鉄骨の資材の問題もあります。その原因がどれほどまで影響しているか相当あるんですね。こここのところの仕事づくりを行政がしっかりやっていかなければならない。そのために農業政策をどうするんだ、あるいは林業どうするんだ、あるいは商工業どうするんだ、ここをやるのはやはり役場の職員だとわたしは思う。いままではそういう仕組みでなかった。ですからそういったご批判もある方が当然いるんだろうと理解をしていますが、今後は人事委員会制度の中で、公務員としての団体交渉権とかいろいろありますが、そういう規制の中でやっている以上は、ある程度遵守はしていかなければならない。しかし、それを当たり前と思うのでなくて、わたしたちは何を地域にしっかり成果をつくりだしていくかをしなければならぬと思っていますので、そのところをご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番 湯田秀春君。

○湯田秀春議員 町長の考えはわかっているわけですけど、わたしが言っているのは、174 といったら、きちっと 174 は、事業所名があってもいいんでないか。そうしないと、174 かどうかわからなくなってしまうのでないかそう思ったわけでございます。それからもう一つお願いしたいのは、そうは言ってもあまり町民の感覚から、もちろん町長のいう

ようにいろいろな町民いますけど、あまりかけ離れてまずいだろうと、わたしはそう思います。そういった観点から少なくとも民間でいう、当然民間は決算しますから、損益計算書の給料、人件費のトータルをある程度、職員の人数で割ると大体出てくるわけですよ。そういったことも参考になると思うんですね。少なくとも町の職員数にあう会社は限られているかもしれない。100人、200人それくらいの会社でいいから、やっぱり調べてある程度把握してていいんじゃないかなと思います。それらを参考にして県の人事委員会の今回のものと、それと自分らの方の実態を比較してそれを極端に言えば、参考にして決めていいんでないか。これはわたしの考えですから、あえてこうしろとは言わないですけど、そういうことがあってもいいんじゃないかという意味で質問いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおただしのように、そういう視点を持つことはわたしはとても大事だと思います。そこで、庁内に若手職員これは、どちらかという領域を決めた中でなくて、自主的に参加してほしいということで、税務署の職員の方々を講師に招いて、貸借対照表のつくり方、見方、損益分岐点の判断の問題等々、前からの議会からのご指摘もありまして、立ち上げて勉強会をしております。今後、当たり前の権利ということではなくて、様々な視点から町民の納得性の高い、経費の使い方をしかなければならない、もちろん人件費も含めて、実は思っています。そんな中で一つだけお話ししたいと思いますが、この前もお話しましたが、それぞれ頑張っていたけど、町が抱える物件費これも燃料費の削減、電話、コピー等々入れますと700万近い削減を進めています。若干、原油が上がったために戻されたということがございましてそこまでいっていない部分もございしますが、合併協議に基づいた定数の削減も含めて、頑張る地方応援プログラムで現在把握している交付税上積み額が7,800万ございます。7,800万の内容は特に若手の職員の方が10項目の頑張る地方応援プログラムを出してもらっています。これも県にいわせると多分、数としては一番多い、さらに最近農業所得が上がった、若者定住もそこそこですが、少しきざしがでてきた。こちらについても目標に近づいてきたための交付税措置が200万くらいされています。こういうことを考えますと、わたしはたしかに住民からのご指摘もあるかも知れませんが、住民が抱える様々な課題に、しっかりとていねいに向き合って一つ一つ課題解決に向かうのが、職員の意識、やる気、あるいは働く環境、これをしっかり整えることが大事だと思っ

ておりますので、ご指摘の視点をわたしたちの課題としながらも前に進んでいきたいと思  
いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番 星登志一君。

○星登志一議員 簡単に2点ほどご質問いたします。

まず1点目、今回ほかの議員からありましたが、通常、補正を出すのが普通でないか。  
課長の説明では、大幅な増にはならないということですから、前回の防災無線の件もあり  
ますので、改めて確認とご質問したいと思ひます。予算書の中の款、項、目、節、例えば  
款どうし見比べて増減がないとか目安を、今回の場合は多分、節の中で増がないというこ  
とで補正上げなかったと思うんですが、その辺今後の目安として、こういう場合は補正を  
出さない時もありますよというような、行政としての目安を決めてあるのであれば、それ  
についてお答えをいただきたい。

それともう一つは、人事委員会の勧告の件についてですけど、町として県の人事委員会  
勧告を取り入れた時期ですね、いつ頃からこういったシステムになったのか、その2点に  
ついてお伺いしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

先ほど目安というお話しありましたが、お答えしたとおり予算の伴う条例と予算との関  
係でございますが、あくまでも予算の中で、必要な財源が措置されているということであ  
れば、改めて当面補正の必要はないということですので、それは個々の中で判断するとい  
うことだと思ひます。それから予算の執行上のお話しを申し上げますと、款をわたる流用  
については禁じられております。同じ項の中であれば、同一項内であれば流用もかけられ  
るということございまして、職員の給料の関係を申し上げますと、例えばの話で申し  
ますと総務費の中では、一般管理費の中、そのほか項の中でとってある人件費もございま  
すが、同一項の中で弾力的に今回の内容であれば、十分財源措置されているし運用できる  
判断のもとに補正をしなかったということですのでご理解いただきたいと思ひます。

それから人事委員会の勧告どおり取り入れた時期というお話しありましたが、この時期に  
つきましては、かねてから当町におきましては、国の人事院勧告それから県の人事委員会  
勧告これを準拠して以前からも当然それに基づいて給与改定しておりましたので、いつか  
らこういうことになったということであれば、以前からこういうことで人事院の勧告に基

づきながら、十分に尊重しながら給与改定にあたってきたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 12番 星登志一君。

○星登志一議員 1番目の補正予算に関しては、私が特に質問したかったのは前回の防災無線の件もありますから、その辺の認識をみんなで一致しておかないと今後もそういうことが起きる可能性がある、ですから課長のほうからは項の中ということになりますけど、実際に南会津町議会としては、国より進んでいて目、節までについても議会と行政でやろうということで今までやってきているわけですから、その辺を議会の方も質問すると思うんです。節の部分に食い込んで質問することもあると思うんですよ。全体で一致させておく必要があるんでないかと、でないとも今後も職員の方は項の部類だからいいんだと、議会に出さなくていいんだとやっちゃう。ところが議会の方は今まで目、節も質問したりしていたんじゃないか。食い違ふと前回のように生じる可能性がある、やはりそこは項、節までであった場合には出しますよ。今回は事情わかります、すぐに増額して、また12月にやんなきゃいけないですから、ただ、その線引きだけはやっておく必要があるんじゃないかということでご質問したわけですから、その辺の今後の方針を課長なり町長からお聞きしたい。

もう一つは、わたしは先ほど11番議員が言ったように、町民の間から金額に関わらず、職員の給料が上がる時の基準となるものに不信感を持っている人が多いことが現実だと思うんです。なぜ、わたしが人事院勧告を基にして、こういった昇給だとかそういう時に県の人事委員会勧告に基づくのはいつごろかとただしたのは、当時は町長がおっしゃったように南会津町全体を見たときに、100名以上の企業があったかどうかなんですよ。そういったものが無かったために、一番近い県の調査結果を基に上げたのでないかと、ところが、今町民から聞かれるのは、聞かれたとおりにいいですけど県の人事委員会が50人以上の企業を調査しているということであれば、現在は50人以上の企業が町にはあるのでないか、調査の対象となる企業があるのでないか、それを調べてから、県も50人以上の企業を対象にしているので、南会津町としても町にある50人以上の企業を対象に調査した結果、このような格差がありますのでそれを補いますとか、そういった方向にもっていくべきではないかという声もあがっているのも事実です。そのルールづくりをきちんとなしと我々議員に聞かれてもよく答えられない。わたしも聞かれた時に県の人事委員会勧告にそっているんですよという、先ほど19番議員の質問あったように、それにしたがわなけ

ればペナルティーがあるのか、そういうことを聞かれても我々議員は答えることができないということになりますので、今後、例えば県が 50 人以上であれば、町も 50 人以上対象にした調査をやって格差是正をやるかという気持ちがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 答えいたします。

まず、予算の関係でございますが、認識は 12 番議員さんと同じでございます。しいていまして今回ののは人件費についての補正は出しませんでしたけれども、基本的には予算の執行上は節でありますから、節の予算が無ければ当然のことながら執行できませんし、一番大きな問題でいいますと工事請負費なんかは、節の金額で予算が確保してなければ、当然発注はできないわけですから、これはきちんと補正予算で対応したり、または予備費充当したり議会のみなさんにお示ししながら進めていくのは当然のことだとこんなふうに思っております。

それから 2 点目の民間との準拠の仕方でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、単独町村で調査をするための人事委員会を設置することは中々難しいですね。しいていまして、民間の賃金との比較をする場合に、例えば地域賃金と比較してその地域の公務員の給料がどうなのかという判断もわからない話でございますが、現実問題としてそういったことで町村の場合に中々人事委員会を組織しながら賃金の調査をするまではできない状況でございますので、福島県の人事委員会勧告に反映されている平均的な福島県の民間の賃金水準、これに準拠しながら当町の職員の給料水準を決定しかざるを得ないということでございますので、そこはご理解いただきたいとこんなふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私からも付け加えてお答えをさせていただきます。

2 番目の民間準拠の問題ですが、総務課長お話ししたとおりであります。実は物の組み立て方といいますか考え方をした時に調査ができないということはない、調査をするための体制をどうつくるか、そのための経費をどのくらいまでならば経費として投入できるのか、それからもう一つは調査の内容を検討してですね、適正な委員会の下で判断をくだすことになってくるだろうと思います。その時にこういう時期ですから、それぞれの町村が財政事情が違います、しかしながら、一昨日も全国町村長大会ありましたが、町村の置かれた立場というのは、それぞれが違うんですね、高速道路が入っているところ、あるいは

は新幹線が通っているところ、鉄道があるところないところ、そうしますと確かに 50 人規模の企業はありますが、それをもとにやってしまったらどうなんだろう、そこで仕事をする人が地域全体のことを考えながら、地域経済をつくりあるいは新たな企業を創設しながらやっていこうとする時には、やはり私はひとつのくくりの中で、考えていくべきだろうとそれでお互いにそれぞれの町村の職員が県の指導のもとに情報交換をしながら県の施策の中の一つとして町村の施策をやっておりますので、ここは一つそういう形で今の公務員制度については、私はあるべきでないかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 12 番 星登志一君。

○星登志一議員 これはお願いも入りますけど、最近わたしも議会で質問したり、職員の答弁を聞いたりしていますが、ちょっと職員の方でも勘違いしている面があるんじゃないかと思えます。我々議員というのは、初歩的なこと今さらこんなことではないんですが、議員というのは個人で質問しているわけじゃないんですよ。いろんな人の意見を聞きながらそれを議会で町民の代表として質問しているわけなんです。ですから、行政側の答弁も例えば、きょう総務課長の方から二つほどわたしも聞いていて、もう少しでいねいに説明した方がいいんじゃないか、あれでは我々が質問したことを町民に、この前こういうこと聞かれて議会で質問したけど、行政の答えはこうだったと説明してもわからないと、常に我々の後ろには町民がいると意識して答弁をしていただきたい。今回の答弁で一つわからなかったのは、19 番議員の方から 45 歳の試算が出ていないけどどうなんだと。その答弁はプラスマイナス、ゼロですから表記しませんでしたという答弁がありました。それは例えば、我々聞いていないからわからないですけど、前は 35 万円、次も 35 万円でプラスマイナス、ゼロでしたので表記しませんでしたという答弁であれば、我々町民にはこういう金額が同じだったから表記しなかった。というようなことがでるわけです。ですから、たった一言の違いですよ。数字を入れてプラスマイナス、ゼロだったから表記しなかった。それから、わたしの質問に対しても、町独自で人事委員会勧告に似たような組織をつくるには難しいということありましたけど、なぜ難しいのか。こういう問題点があるから町ではつくるのが難しいんですよ、という説明があれば我々も町民も納得できると思うんです。ただ難しいだけでなく、難しい理由はこうですよと、ですから町では県と同じようなものをつくるのは難しいんで、県の方に準じてやっているんですという答弁であれば町民にいいやすい。今の総務課長の答弁では、わたしは町民からこの前、聞いたのかと、聞い

た結果答えはどうだったんだといっても、中々難しいといわれたから難しいんでしょうとしか答えられない、もう1回、難しい理由を説明いただきたい。

○渡部康吉議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

難しい理由の一つとして私が考えているのは、毎年定員管理に基づきながら職員数を抑えながら人件費を抑えていこうという方向の中で、新たに人事委員会を設置する、そこに配置をする人件費の関係で、はたして年間ベースでそこに設置するほどの具体的なものがあるのかということが1点ですね。まず財政上の理由から1点目。

それから2点目といたしましては、今現在地域給ということで導入されておりまして、前は国家公務員に準拠という形でやっておりましたが、大きな給与制度の改定の中で地域給が導入されて、それぞれ地域の民間給与水準等を参考にしながら、ある面で給料表を抑えたということをございまして、それが県人事委員会の中で福島県としての平均的な民間の賃金水準を十分に調査をして、それが適正に反映されているという観点から、改めて町独自につくるよりは、逆に福島県の公平な調査に基づいた結果について、町も準拠したほうがいいんじゃないかという判断があります。

それから、もう1点は人事委員会を設置するうえでも、人的にも専門的な職員の配置、これの確保も容易でない、町村レベルでは難しいのかな、こういった判断から町村の単独では人事委員会の設置については、現状では中々厳しい認識を示しておるところでございますのでご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

(「なし」と言う人あり。)

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり。)

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり。)

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

閉会

○渡部康吉議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。  
以上をもちまして、平成20年第5回南会津町議会臨時会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午前11時02分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成20年12月 日

南会津町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員